

## 第2期

### 第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（案）

令和4（2022）年4月 1日から

令和9（2027）年3月31日まで

5年間

岡山県

## 目 次

1	特定計画策定の目的及び背景	1
(1)	目的	1
(2)	背景	1
ア	これまでの経緯	1
イ	被害対策強化に向けた取組	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われるべき区域	2
5	現状	2
(1)	生息動向	2
(2)	生息環境	3
(3)	捕獲状況	4
(4)	被害状況及び対策の実施状況	5
6	特定計画の評価と改善	6
7	管理の目標	6
(1)	目標	6
(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	6
ア	被害管理	7
イ	地域個体群の絶滅回避（存続確率）	7
8	捕獲に関する事項	7
(1)	有害鳥獣許可捕獲の推進	7
(2)	効果的な捕獲手法の導入	8
(3)	地域ぐるみの捕獲体制の確立	8
(4)	地域間の連携	8
9	生息地の保護及び整備に関する事項	8
10	被害防止対策に関する事項	8
11	モニタリング等の調査研究	9
(1)	地域個体群のモニタリング調査（絶滅回避）	9
(2)	捕獲個体調査	9
(3)	県内に生息する群れの生息状況調査と加害レベルの判定	9
(4)	サルによる被害実態調査	9
12	その他管理のために必要な事項	9
(1)	計画の実施体制	9
(2)	住居集合地域等でのハナレザル対策	9
(3)	文化財保護法との整合性	10
(4)	その他	10
[参考資料]	ニホンザル管理計画のこれまでの変遷	11

## 1 特定計画策定の目的及び背景

### (1) 目的

県内に生息するニホンザル（以下「サル」という。）について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図るとともに、地域個体群の安定的な維持を目指す。

### (2) 背景

#### ア これまでの経緯

岡山県におけるサルの分布は、平成 15(2003)年度時点では餌付けされた 2 群を含む 22 群が分布し、生息数は 600～800 頭と推定された。

その後、個体数や生息域は急速に拡大を続け、中山間地域を中心に各地で深刻な農林業被害が目立ってくるようになってきたため、県では有害鳥獣許可捕獲や防護柵の設置、追い払いなど、様々な被害防止対策を行ってきた。

より効果的な取組を進めるため、平成 28(2016)～29(2017)年度にかけて実施したサルの生息状況調査（以下「第 1 期調査」という。）では、正確な群れの分布状況と生息数を把握するとともに、被害の実態や捕獲を含めた対策の実施状況に関する情報を収集した。調査の結果、県内には 66 群が分布し、生息数は 2,304～2,879 頭と推定された。さらに、この内 11 群については、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）」に定められた、特に加害性が高い「レベル 4」と判定され（表 1）、人の生活に脅威を与える存在となっている状況も明らかとなった。

この状況に対応するため、県ではサルを法に基づく第二種特定鳥獣に指定し、平成 31(2019)年 4 月に第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（以下「前期サル管理計画」という。）を策定した。今回、前期サル計画が令和 4(2022)年 3 月 31 日に終期を迎えるため、新たな第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定する。

#### イ 被害対策強化に向けた取組

前期サル管理計画では、県全体の加害レベルの低下、サルによる被害軽減及び生息密度の低減を目指して、国や県の補助事業を活用した侵入防止柵などの設置支援に加え、鳥獣被害防止対策の専門家と連携し、技術講習会の開催や効果的な防護柵設置のための現地指導等の総合的な対策に取り組んできた。

また、集落ぐるみの自衛意識の強化に向けて、荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去等、サルが出没しにくい環境整備や地域の防護体制の構築に関係者と連携して取り組んできた。

捕獲強化に向けては、平成 30(2018)年度から、市町村が行う有害鳥獣許可捕獲への支援対象期間を、それまでの 7～9 月から通年に拡大するなど県全域での捕獲強化を図ってきた。

表1 加害レベルごとの群れ特性（環境省ガイドラインより抜粋）

レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル(Macaca fuscata)

## 3 計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで(第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内)

## 4 管理が行われるべき区域

岡山県全域

## 5 現状

### (1) 生息動向

令和2(2020)年度に実施したサルの生息状況調査(以下、「第2期調査」という。)の結果、県内には64群が分布し、生息数は2,735~3,348頭と推定された。第1期調査と比較して群れ数は2群減少しているが、これは第1期調査で別の群れと判定された20群が10群に統合されたためであり、この間に消滅した群れは存在しない。一方で、第2期調査では新たに8群が検出され、分布が確認されたメッシュ数も119メッシュから131メッシュへと12メッシュ増加している。さらに、推定生息数も第1期調査の推定から431~469頭増加するなど、サルの生息状況は拡大傾向であることが明らかとなった(表2)。

県内に生息する64群について、生息分布域の連続性を考慮すると、大きく西部地域個体群(60群)と東部地域個体群(4群)に分けられる。この傾向は平成15(2003)年度時点の分布図にも認められることから、本県ではこの2つの地域個体群を健全に維持することが必要であると考え(図1)。

表2 第1期及び第2期調査結果の概要（左：第1期調査、右：第2期調査）

加害レベル	推定群れ数	推定個体数 (最小)	推定個体数 (最大)	加害レベル	推定群れ数	推定個体数 (最小)	推定個体数 (最大)
0~1	—	—	—	0~1	1	10	20
1~2	—	—	—	1~2	1	30	30
2	1	20	30	2	2	23	50
2~3	11	240	320	2~3	5	90	125
3	12	439	529	3	18	712	855
3~4	30	1040	1350	3~4	31	1508	1846
4	11	565	650	4	6	362	422
不明	1	0	0	不明	0	0	0
<b>計</b>	<b>66</b>	<b>2,304</b>	<b>2,879</b>	<b>計</b>	<b>64</b>	<b>2,735</b>	<b>3,348</b>

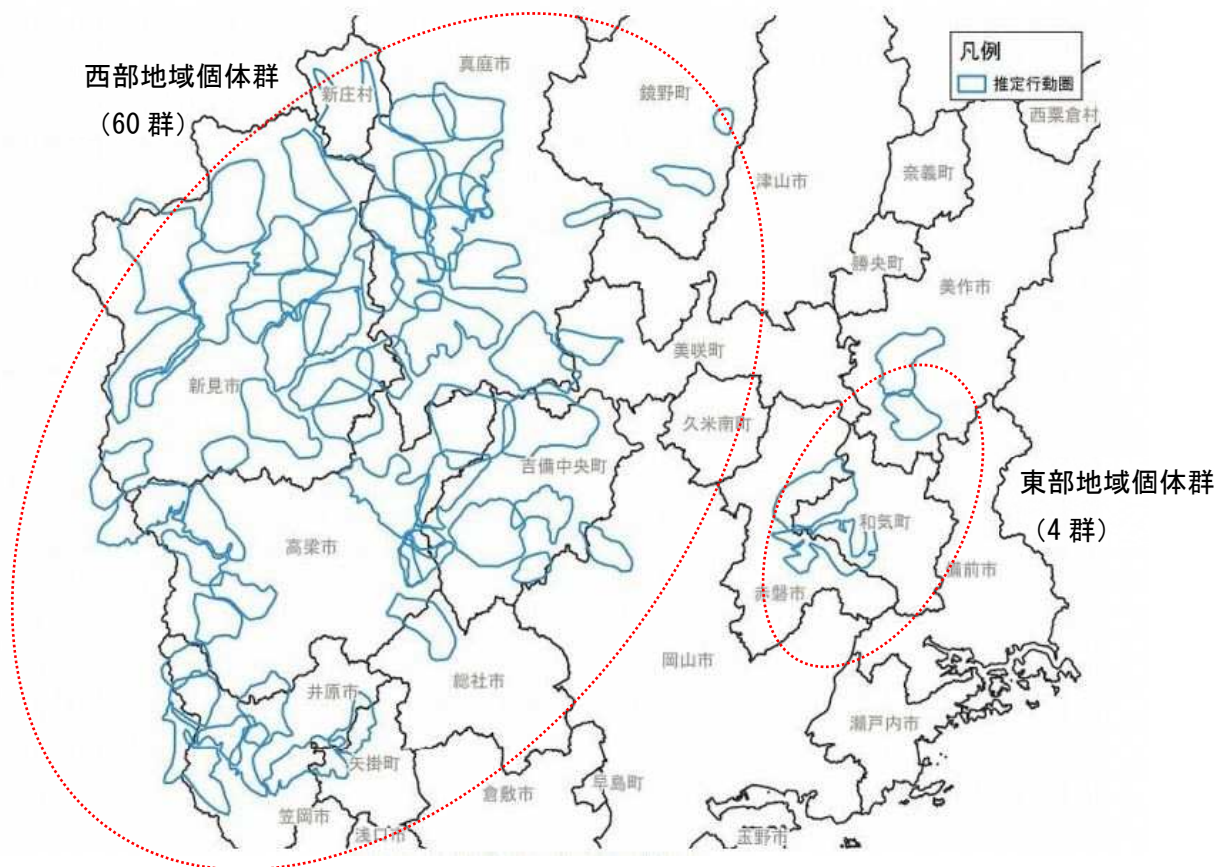


図1 岡山県内の群れの分布と地域個体群

## (2) 生息環境

本県は、県北部の兵庫県及び鳥取県境付近には標高 1,000m を超える中国山地の山々が連なり、中南部は 500m 前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様

な地形を形成している。県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成している。北部では、積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギが植栽された人工林率の高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを主体とする森林が多い。

被害対象となる田畑の耕地面積の推移を見ると、平成28(2016)年の耕地面積6万5千900haから令和2(2020)年は6万3千600haと約2千ha減少している。一方では、サルの隠れ場所やエサ場となる荒廃農地面積は、近年、約1万1千haで推移している(表3)。

表3 耕地面積等の状況

単位 ha

年次	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
耕地面積	65,900	65,600	64,600	64,500	63,600
作付延べ面積	51,900	51,300	50,700	49,600	49,300
耕地利用率	78.8%	78.2%	78.5%	76.9%	77.5%
荒廃農地面積計	11,972	11,564	11,305	10,748	11,269

農林水産省統計

### (3) 捕獲状況

本県におけるサルの捕獲は、平成28(2016)年度頃から本格化し、その後は増加傾向にある。特に、平成30(2018)年度に、それまで7～9月を支援対象期間としていた県捕獲奨励金を通年に拡大したことで、令和2(2020)年度には過去最高の691頭が捕獲された(図3)。

サルの有害鳥獣許可捕獲を実施している市町村数は、平成26(2014)年度には9であったが、令和2(2020)年度には11まで増加した。捕獲数が特に多い市町は、新見市、高梁市、井原市、吉備中央町、真庭市などで、令和2年(2020)度の捕獲数の約82%は5市町によるものである。

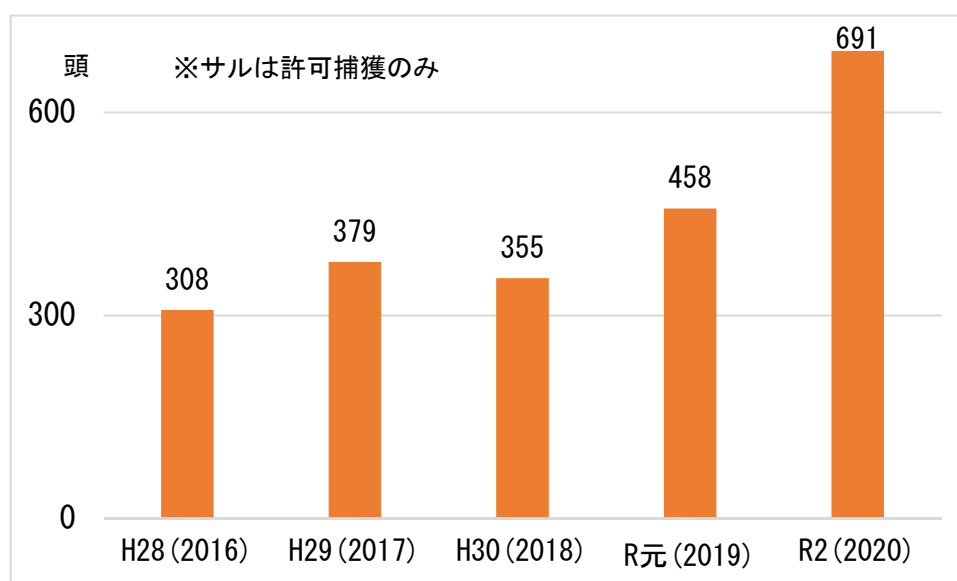


図3 捕獲数の推移

#### (4) 被害状況及び対策の実施状況

被害地域を中心に取り組んできた捕獲強化と防護柵の設置等の防護対策により、県内の農林業被害額は年々減少傾向にある。令和2(2020)年の県全体の農林業被害額は約2千5百万円と、ピーク時の平成22(2010)年の約3千6百万円から約7割程度にまで減少した(図4)。

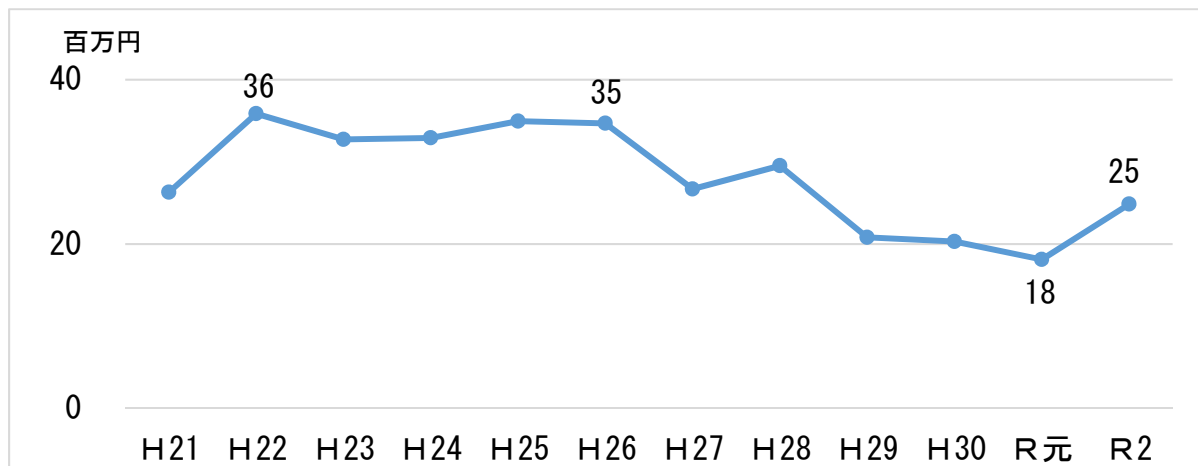


図4 農林業被害額の推移

一方で、令和2(2020)年度にサルによる被害の報告があった市町村数は14と過去最多となっている。県全域の農業集落を中心に実施した「生息状況及び被害状況等に関する集落アンケート調査」(以下「集落アンケート調査」という。)においても、平成29(2017)年度以降、群れの分布が確認された集落の数は増加しているとともに、被害が「深刻」もしくは「大きい」と回答した集落の割合は増加している(図5)。

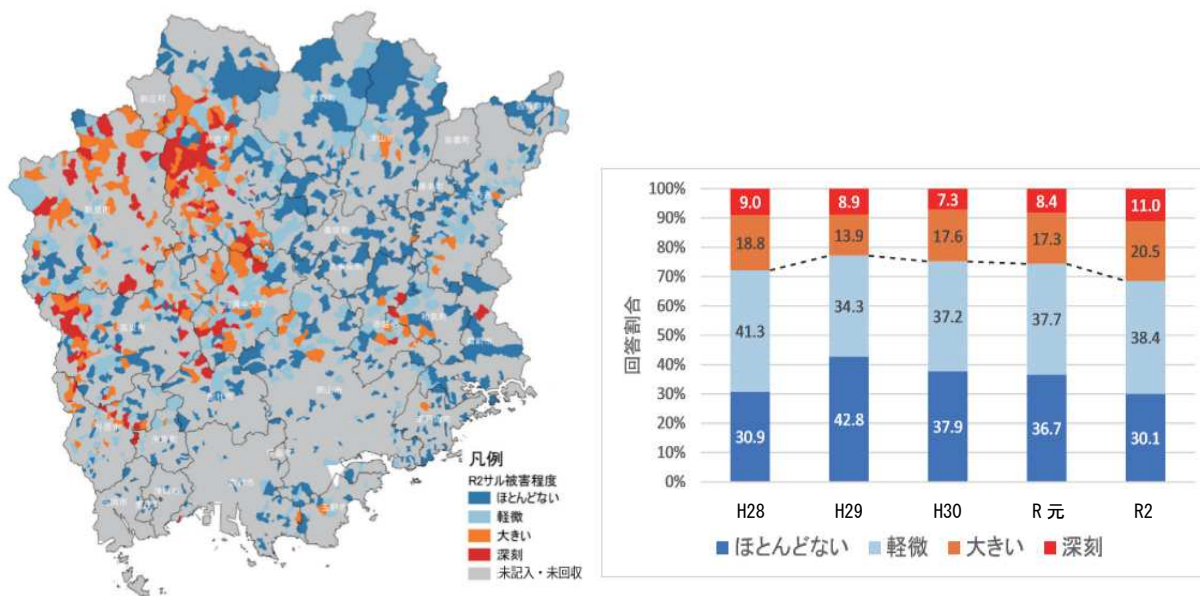


図5 集落アンケート調査による被害状況の傾向

対策について、サルによる被害が発生している市町村のうち、ほぼすべての地域で有害鳥獣許可捕獲による駆除が実施されている。中には、首輪型 GPS 発信器を装着して群れの移動ルートを把握することで、捕獲効率を高めるほか、得られる位置情報を効果的な追い払いにつなげるなど、新たな取組を行っている地域もある。

一方で、サル用防護柵の設置については、一部地域で実施され被害軽減に貢献しており、令和 2 (2020) 年度からブドウ農家を中心に、既設の防風ネットを活用した簡易複合柵が徐々に普及しつつある。

## 6 特定計画の評価と改善

前期サル管理計画の目標としていた「加害レベル 4 以上の群れの除去」では、11 群のうち 8 群について、加害レベルを 3～4 以下まで下げること的成功するなど一定の成果を上げている。特に、捕獲数については、平成 30 (2018) 年度から有害鳥獣許可捕獲の支援対象期間を通年とするなどの対策強化により、平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 2 年間で倍増している。

一方で、生息数や生息分布域は依然として拡大傾向にあり、新たな地域などにおいても被害が報告されるようになってきた。特に、令和 2 (2020) 年度の農林業被害額は、前年比で約 670 万円増えており、再び増加の兆しを見せている。

第 2 期調査では、加害レベル 4 と判定された群れが全体では減っているが、新たに 3 群が加わるなど、加害レベルが上がっている群れが存在している。こうした状況を踏まえ、特に被害を及ぼす群れの分析調査や積極的な捕獲、新たな分布拡大地域での対策促進などが今後の課題である。

## 7 管理の目標

### (1) 目標

各地域個体群が絶滅しない範囲で加害性の高い群れ※を捕獲することで、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、サルの個体群を適正に管理する。

※群れの個体数が過大、被害管理の実効性が期待できない、または加害性が高く緊急に対策を実施する必要がある群れ。対象とする群れは、年度別事業実施計画で指定する。

<目 標>

- ・加害性の高い群れの無害化
- ・生息密度の低減
- ・農林業被害の軽減

### (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

県内の 2 つの地域個体群について、被害を及ぼす群れに対する積極的な捕獲や追い払い等を実施する。また、これらの被害管理の取り組みと並行して、集落依存度の低い地域個体群を将来にわたって健全に維持するため、定期的に群れの状態や加害レベルの把握に努め、被害管理や個体群管理の方向性を検討する順応的管理を推進する (図 6)。



## ア 被害管理

実際に農作物や県民生活に被害を及ぼしている群れに対し、被害がなくなる程度まで積極的な捕獲と防護、誘因物除去、追い払い等の総合的対策を実施する。

## イ 地域個体群の絶滅回避（存続確率）

2つの地域個体群を健全に保全するため、各個体群の20年後の存続確率が98%以上となるように、オトナメスが10頭以上いる群れを確保する（坂田・鈴木/兵庫県立自然・環境科学研究所・兵庫県森林動物研究センター, 2013）ことに留意する。

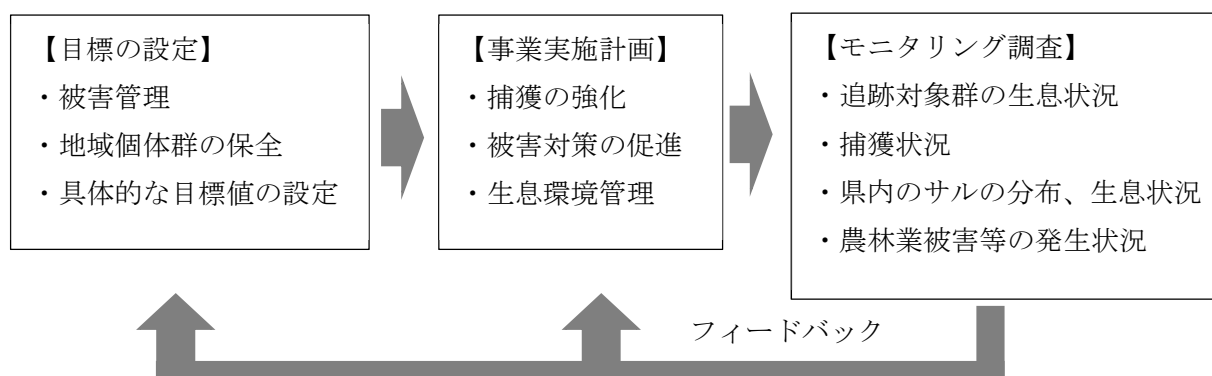


図6 順応的管理のフロー図

## 8 捕獲に関する事項

### (1) 有害鳥獣許可捕獲の推進

被害状況や捕獲者数など地域の実状を踏まえ、市町村、農林業従事者等地域住民、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体の連携のもと、適正かつ計画的・効果的に有害鳥獣許可捕獲を推進する。

- 被害実態の把握
- 捕獲体制の充実  
(狩猟関係団体との協力体制の強化、鳥獣被害対策実施隊の編成等)
- 駆除強化月間の設定

なお、捕獲許可にあたっては次のことに留意する。

- 許可対象地域は因果関係のある区域に限定すること。
- 対象となる群れが県の実施するモニタリング調査の対象となっている場合、市町村は事前に県と協議し、対応方針等の調整を行うこと。
- 住居集合地域等に出没し、生活環境への被害を発生させているサルの捕獲に際しては、地域住民の安全を確保した上で積極的に捕獲を試み、問題の解決を図ること。

表 4 サルの有害捕獲許可基準

区分	内容
基準 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地区猟友会等の捕獲実施主体が必要な協力を得られるよう、関係機関等で構成する市町村の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として主体的に被害対策に取り組んでいること。</li> <li>■ 実際にサル用防護柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。</li> </ul>
基準 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住居集合地域等<sup>*</sup>に出没した場合等、生活環境への被害や人身被害等が発生するおそれがあること。</li> </ul>

※法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

## (2) 効果的な捕獲手法の導入

GPS 付き首輪型発信器等を活用し、群れの位置や移動ルートを把握するとともに、群れの特性や地形に応じた大小の囲いわなを使い分ける等、効果的なサル捕獲手法の導入に努める。

## (3) 地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町村は、集落ぐるみで捕獲を実施できるよう、地域住民を捕獲補助者として、サルをおびき寄せるための餌やり等が支援できる捕獲体制の構築及び指導に努める。

## (4) 地域間の連携

サルは、行政区を越えて移動していることから、隣接する県、市町村等の地域間において、捕獲対策の具体的な協議の場を設けるとともに、生息や捕獲に係る情報交換、捕獲の担い手育成等について連携を図る。

## 9 生息地の保護及び整備に関する事項

生態系のバランスに配慮した管理により、生物多様性の保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や広葉樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とサルの生息域との棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。

また、サルを農村集落等に近づけない対策が重要であり、特に荒廃農地やその周辺部の手入れが行われなくなった里山(竹林、薪炭林など)がサルの隠れ場やエサ場となるほか、未収穫作物が誘引物となっている現状があり、地域が一体となって、これら被害発生要因の除去に努めるよう、棲み分け対策の重要性への普及啓発を行う必要がある。

## 10 被害防止対策に関する事項

農林業被害を軽減するためには、捕獲を強化するだけではその効果は期待できない。捕獲以外の手段である被害防止対策として、耕作地周辺での侵入防止や生息環境の改善、誘引物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体等が連携し、地域社会が自衛のために取り組む地域ぐるみでの総合的な被害防止対策が重要である。

以上のことから、県では「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成 19 年法律第 134 号。)に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

- 被害実態の把握
- 集落等地域が一体となって取り組む防護・捕獲体制の構築促進
- 集落を中心とした被害防止体制を構築するため、集落が抱える課題や実情に合わせた実効的な対策手法の検討や指導を提供できる支援体制の整備
- サルの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備への支援
- 荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去などサルの出没しにくい棲み分け対策の推進
- 新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催、スマート技術等）
- 地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等

## 11 モニタリング等の調査研究

県は、本計画を検証し、順応的管理を行うため、次の事項について継続的に調査を実施する。

### （１）地域個体群のモニタリング調査（絶滅回避）

地域個体群が安定的に存続できるよう、各地域個体群から群れを選定し、定期的にその状況を調査する。対象とする群れは、年度別事業実施計画で指定する。

### （２）捕獲個体調査

県内で捕獲した個体については、捕獲方法・捕獲場所、性別・齢を調査票に記録し、データを蓄積する。

### （３）県内に生息する群れの生息状況調査と加害レベルの判定

県内に生息するサルの状況を把握するため、定期的に生息状況調査を実施し、群れ数や生息数、群れごとの加害レベル等の判定を行う。

### （４）サルによる被害実態調査

県は、各市町村からの報告をもとに、サルによる農林業被害の発生状況や増減について把握する。また、被害実態調査結果は、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。

## 12 その他管理のために必要な事項

### （１）計画の実施体制

県は、本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理対策の見直しを行う。

また、モニタリング調査結果等に基づき、年度ごとに本計画の評価を行い、計画の目標設定や年度別事業実施計画へのフィードバックを行う。

### （２）住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ・ニホンザル等市街地出没対策マニュアル」に基づき、県及び市町村、警察等が連携し、被害の発生及び拡大

の防止に努める。

### **(3) 文化財保護法との整合性**

高梁市に所在する臥牛山は、国指定天然記念物のサル生息地として地域指定を受けており、指定地を行動域としているサル群を文化財として取り扱っている。

この天然記念物のサルについては、高梁市において設置する天然記念物保護管理委員会（以下、「保護管理委員会」という。）によって適切に保護管理が図られるべきサルの群れであるが、文化財保護法に準拠した単独の計画で管理するのではなく、適切な個体群管理の観点から、本計画と整合性をもった管理の推進を図ることが望ましい。

そこで、天然記念物のサル管理については、保護管理委員会において本計画と整合性をもった方針で管理することとし、個体数については保護管理委員会によって評価し、適切な頭数による群れの保護を図り、その管理上個体数調整（捕獲）が必要な場合は、法及び文化財保護法によって定められた手続きにより行うこととする。

### **(4) その他**

捕獲者や行政・団体職員等を対象として、法令、事故防止、捕獲技術等について、研修等による人材育成を進めるとともに、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための技術開発等に関する情報の収集及び提供を行う。

## ニホンザル管理計画のこれまでの変遷

### 1 第1期計画【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理計画）】

ニホンザルの生息数・生息域が拡大傾向にあることから、加害レベルに応じた効果的・効率的な管理を市町村等と連携して行い、農林業被害の軽減と地域個体群の安定的な維持を図る。

- ・計画の期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日（3ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・管理目標 農林業被害の軽減、加害レベルの低下（群れ管理として加害レベル4以上の群れを除去）、生息密度の低減

### 2 第2期計画（素案）【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理計画）】

現行の第1期計画が令和3年度末で終了するため、令和4年度からの5年間に係る第2期計画を策定する。

計画策定にあたっては、生息数の増及び生息域の拡大が予想されることから、県内各地域個体群が絶滅しない範囲で加害性の高い群れを捕獲することで、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図るとともに、状況生息状況のモニタリング調査を継続的に実施しながら個体群の適正な管理に努める。

- ・計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・管理目標 農林業被害の軽減、加害性の高い群れの無害化、生息密度の低減